

定 款

日櫻山岳会

(日本大学櫻丘高等学校アウトドア部OB会)

につさくさんがくかい
日櫻山岳会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、日櫻山岳会（につさくさんがくかい、英文で表す場合は、Sakura Alpine Organizationとし、通称を、日本大学櫻丘高等学校アウトドア部OB会）と称する。

(目的)

第2条 当会は、安全な登山の推進、登山技術の向上及び自然環境の保護に関する活動を行い、並びに会員相互の連携を図り交流を深めることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 登山行事の企画及び運営
- (2) 登山及び自然環境に関する情報の提供
- (3) 自然環境の保護に関する活動
- (4) 前各号に掲げる活動に附帯又は関連する活動

(主たる事務所)

第3条 当会は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

2 当会は、会員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告)

第4条 当会の公告は、当会が運営する公衆の見やすい電子媒体に掲示する方法による。

第2章 会員

(種別)

第5条 当会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 日本大学櫻丘高等学校山岳部、登山部、アウトドア部の卒業生及び教職員
- (2) 特別会員 正会員より推薦を受け、当会の目的に賛同し入会した者

(入会)

第6条 当会の会員として入会しようとする者は、会員総会において別に定めるところにより、会長の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第7条 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、会員総会において別に定めるところにより届け出ること、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項各号の理由により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う会員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して一定以上されなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 当会が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利及び義務を失う。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(山行計画)

第12条 当会は、事前に承認を行った山行計画のみを当会活動の山行とする。安全登山推進の目的に照らし、山行が危険と判断された場合には、計画は否認されることがある。

(事故)

第13条 当会は、山行を含めた当会活動における事故においてはその責任を負わず、事故に関する負担は、事故者側において負う。

第3章 会員総会

(会員総会)

第14条 当会の会員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(決議)

第15条 会員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 役員

(役員の設定)

第16条 当会に役員3名以上を置く。

- 2 役員のうちから、代表役員1名を定め、代表役員をもって会長とする。
- 3 役員のうちから、副会長及び顧問各若干名を定めることができる。

(選任)

第17条 役員は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び顧問は、役員の間選によって定める。

(役員の仕事権限)

第18条 会長は、当会を代表し、その仕事を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその仕事を代行する。
- 3 役員は、当会の仕事を執行する。

(任期)

第19条 役員の仕事は、選任後2年以内に終了する活動年度のうち最終のものに関する定時総会の仕事の終了の時までとする。ただし再任はさまたげない。

(解任)

第20条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

第5章 計算

(活動年度)

第21条 当会の活動年度は、毎年4月1日から(翌年)3月末日までの年1期とする。

(活動報告及び決算)

第22条 当会の活動報告及び決算については、毎活動年度終了後、会長が当該活動年度に関する次の書類を作成し、定時総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 活動報告及びその附属明細書
 - (2) 収支報告書及びその附属明細書
- 2 活動報告については、会長がその内容を定時総会に報告しなければならない。
 - 3 収支報告書については、定時総会の承認を受けなければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第23条 本定款は、会員総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第24条 当会は、会員総会の決議によって解散する。

第7章 附則

(役員)

第25条 当会の役員は、役員名簿に別に定める。

(法令の準拠)

第26条 本定款に定めのない事項は、すべて法律その他の法令に従う。

以上、日櫻山岳会のためこの定款を制定し、事実と相違ないことを証明するため代表役員が次に記名押印する。

平成26年6月14日

東京都

代表役員 永瀬 隆光

§ I 役員名簿

(役員)

当会の役員は、次のとおりである。

会 長	永 瀬	隆 光
副会長	野 坂	和 宏
副会長	大 本	学
顧 問	藤 井	謙 昌

(事務局)

当会は業務の円滑な遂行のため、事務局を設置し、事務局長 1 名と事務局員若干名を置く。

事務局長	1 名
事務局員	若干名

§ II 事務所所在地

(主たる事務所)

東京都世田谷区桜上水三丁目 2 4 番 2 2 号

(従たる事務所)

東京都

§ III 入会金及び会費

(入会金)

当会への入会に際し、正会員となる者は、入会金として、10,000円を納める。

ただし、会長が特別に認めた場合は、これを減額又は免除する。

(会費)

当会の正会員は、当会の適正な運営と健全な発展に寄与するため、会費として、1口1,000円を納めることができる。会費口数は、1口以上1口単位とし、上限口数は設けない。納められた会費は、当該活動年度の収支報告書の附属明細書に記録をし、定時総会において報告される。

§ IV 公告方法

(電子媒体による掲示先)

日櫻山岳会（日本大学櫻丘高等学校アウトドア部OB会）公式サイト

<http://www.sakura-alpine.org>

§ V 履歴事項

(設立年月日)

昭和34年2月1日設立

(規約制定)

平成14年4月1日制定

(規約改正)

平成18年6月16日改正

(定款制定)

平成23年6月18日制定

(定款変更)

平成25年6月22日変更

平成26年6月14日変更